

小金井市議会で採択された婚外子差別撤廃の意見書

婚外子差別撤廃のための戸籍法改正に関する意見書

平成25年9月4日、最高裁大法廷は、14人の裁判官全員一致で婚外子を差別してきた民法第900条第4号ただし書前段の規定を憲法違反と判断した。

法務省では同時に、出生届の嫡出子・嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する戸籍法改正案の提出を準備していたが、与党の合意が得られなかったために提出されなかった。このことは、法務省がこの規定を削除しても影響がないと判断していたこと意味するものである。

平成25年9月26日、最高裁第1小法廷は、戸籍法のこの規定を合憲と判断したが、判決文の中で、「この欄が必要不可欠とまでは言えない」と明記している。櫻井判事の補足意見では、記載事項の再検討を求めており、決して現状を積極的に肯定していない。

近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、親の婚姻の有無によって子どもを区別すること自体が不当な差別を招くとして、多くの国々で婚外子を意味する言葉を削除する法改正が行われている。我が国の戸籍法の規定は、すでに改正された相続分差別規定とともに、国連人権諸機関から繰り返し法改正を勧告され、一刻の早い法改正が望まれている。

平成16年11月に続柄記載方法が変更され、婚外子も「長男・長女」の記載方法となった。それ以前（平成16年10月まで）に出生届が提出された婚外子の戸籍の続柄は、「男」「女」と記載され、一目で婚外出生が暴露される記載となっていた。

本人又は母の申出により記載の変更は可能であるが、現に社会に婚外子差別がある中で、自ら名乗り出るには困難が伴う。実際に記載変更を求めた人は、制度改正時の婚外子が200万人から300万人とも言われる中、10年間で3万人強にすぎない。これは、十分な公報もなされていないため、制度改正を知らない人が大勢いることを表している。

そもそも、戸籍の続柄欄で出生順に序列をつけているのは、家督相続の順位を明確にするためであり、戦後に家督相続制度が廃止された以後は意味がないものである。また、現在の戸籍の続柄の記載は、父母との関係を示し、子どもを意味することは明らかであり、その記載自体が不要と言える。

戸籍法は実態法である民法の手続法とされているが、婚外子が現在の続柄記載方法で民法上の要請ではない出生順の序列をつけるためには、出生子の母の出産可能年齢まで戸籍を遡って調査しなければならないなど、全く無意味な事務作業を自治体に強いることとなる。不要な記載を止めれば、その事務も簡素化されるとともに差別もなくすることができる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を改正し、出生届における嫡出子・嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号及び第5号を改正し、戸籍の実父母及び養父母との続柄欄を廃止すること。

なお、続柄欄廃止に伴い、性別を明らかにする必要がある場合は性別を記載すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

小金井市議会議長 篠原ひろし

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様

